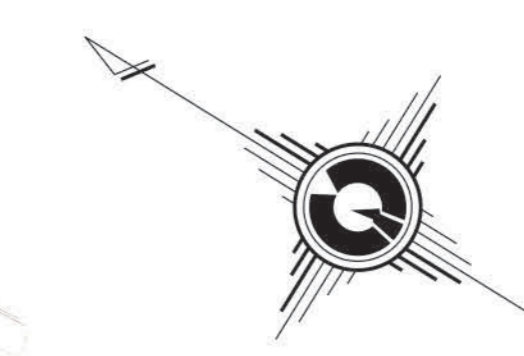
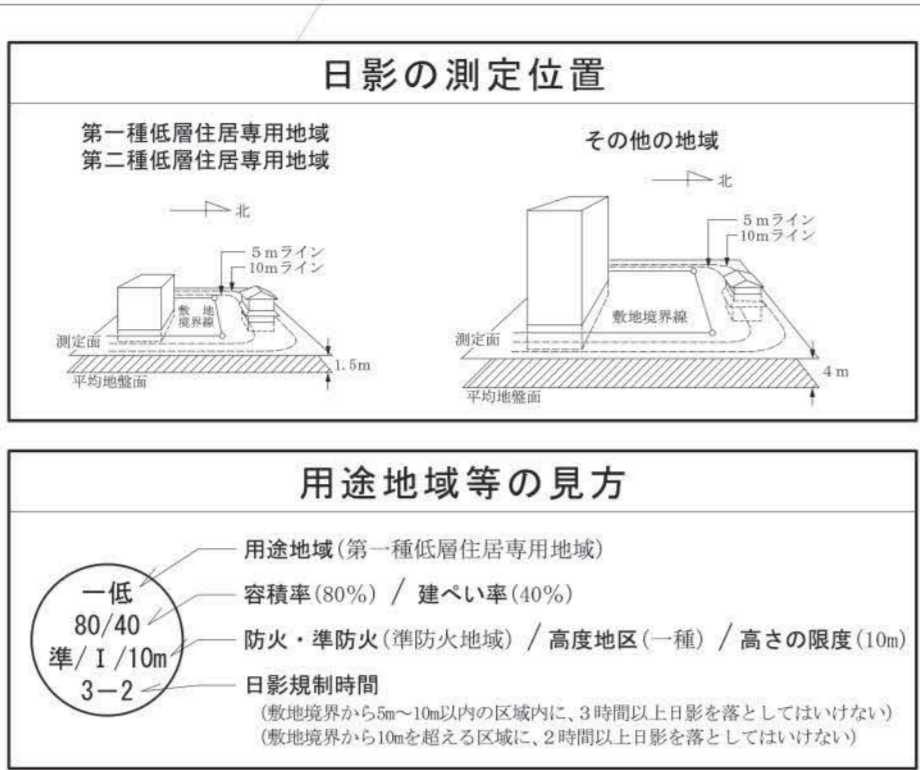


福生都市計画特別工業地区 総括図（福生市決定）

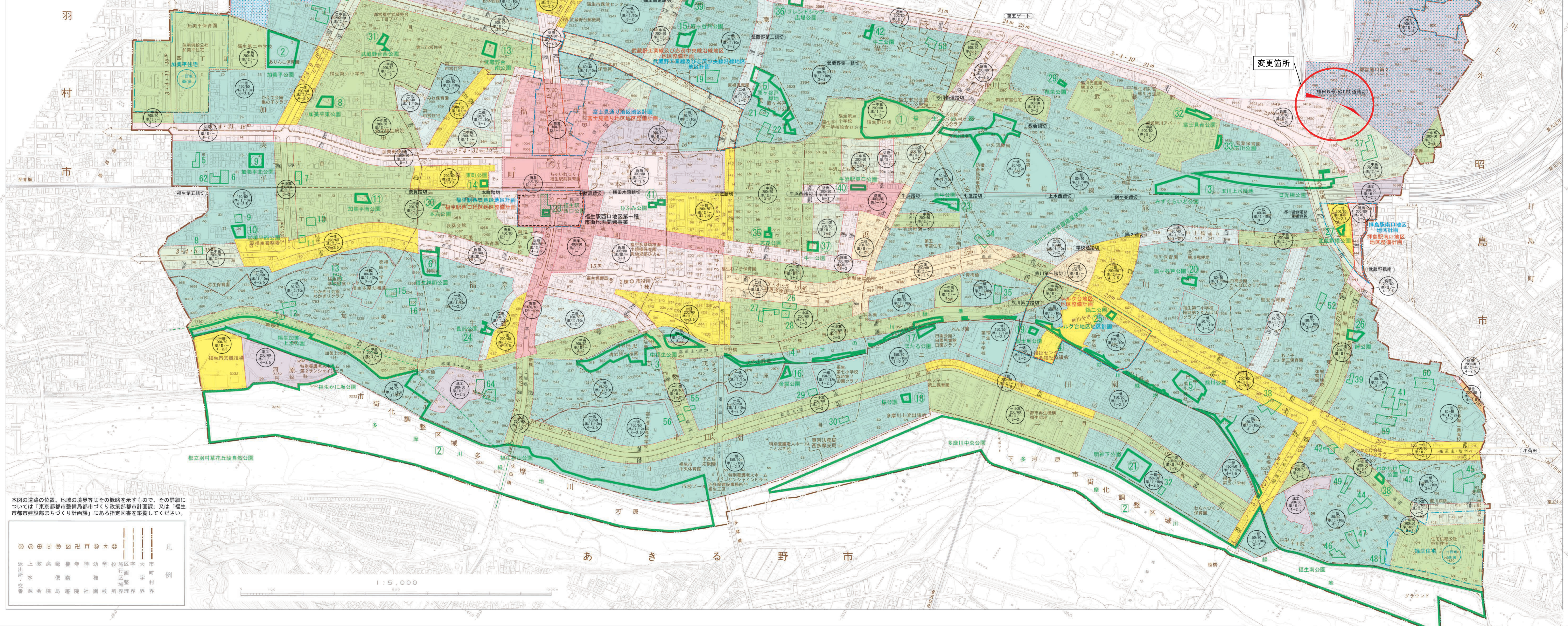


令和三年十二月作成

都市計画法による地域地区		凡例		東京部条例及び建築基準法による日影規制		測定水準の高さ	注意事項
表示	用途地域	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	規制種別	規制される範囲		
(一) 第一種低層住居専用地域		50	30	(一)	3時間以上	軒の高さが7mを超える建築物、または地上3層以上の建物	1.5m
(二) 第二種低層住居専用地域		80	40	(二)	4時間以上	地上3層以上の建物	
(三) 第一種中高層住居専用地域		100	40	(一)	3時間以上	3時間以上	4m
(四) 第二種中高層住居専用地域		150	50	(二)	4時間以上	2.5時間以上	
(イ) 第一種住居地域		100	40	(一)	3時間以上	高さ10mを超える建築物	4m
(ロ) 第二種住居地域		200	60	(二)	4時間以上	2.5時間以上	
(ハ) 近隣商業地域		300	80	(三)	5時間以上	3時間以上	指定なし
(ニ) 準工業地域		400	80	(四)	4時間以上	2.5時間以上	
(ホ) 工業地域		500	80	(五)	指定なし	指定なし	



その他の都市計画施設	
1 生産緑地地区	2 公園
3 地区計画の区域	4 緑地
5 地区整備計画の区域	6 交通広場
7 都市計画道路起点・終点	8 再開発事業の区域
9 第一種地区	
10 第二種地区	



凡例	
○●◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎	市界
—	町界
—	地区界
—	市街化調整区域界
—	河川
—	道路
—	公園
—	緑地
—	交通広場
—	再開発事業の区域
—	生産緑地地区
—	地区計画の区域
—	地区整備計画の区域
—	都市計画道路起点・終点
—	第一種地区
—	第二種地区

この図は、東京都都市計画部が作成したもので、その詳細については「東京都都市計画部より政策部都市計画課」又は「福生市都市建設部まちづくり計画課」にある指定図書をご覧ください。

株式会社ヤチホ調整

福生市